

戸籍の証明書等の請求書（泊江市の戸籍）

泊江市長 あて

年 月 日

※戸籍に関する証明は、法律に定めるところにより無料となる場合があります。詳しくは、窓口でお問い合わせ下さい。	必要な戸籍	本 種	泊江市	丁目	番・番地	お客様の本人確認をさせて頂きます。マイナンバーカード等の提示をお願いします。	
		フリガナ		生年月日	明・大・昭・平		
		筆頭者氏名		年 月 日	年 月 日		
請求者 (窓口に来た方) ※代理人の場合は委任状が必要です	住 所						
	<input type="checkbox"/> 筆頭者本人	電話	()				
	フリガナ	生年月日					
	氏 名 <small>筆頭者と異なる場合に記入してください</small>	明・大・昭・平	年 月 日				
筆頭者からみてあなたは	夫・妻・子・父・母・祖父・祖母・孫 その他()						
使いみち	<input type="checkbox"/> パスポート	<input type="checkbox"/> 公的年金	<input type="checkbox"/> 戸籍の届出	<input type="checkbox"/> 児童扶養手当			
	<input type="checkbox"/> 相続	()	死亡のため				
		()	の	<input type="checkbox"/> 現在の戸籍	<input type="checkbox"/> 死亡記載のあるもの		
		()	と	<input type="checkbox"/> 出生～死亡まで	<input type="checkbox"/> 婚姻～死亡まで		
		()	と()	の関係がわかるもの			
<input type="checkbox"/> 権利行使・義務履行のため	<input type="checkbox"/> 国又は地方公共団体の機関に提出するため						
<input type="checkbox"/> その他							
請求理由・提出先							
<p>※最近(1ヶ月以内)に戸籍の届出をされた方はお書きください</p> <p>●戸籍の種類：婚姻届・出生届・死亡届・転籍届・その他()</p> <p>●届出日： 月 日 (届出先： 区・市・町・村)</p>							
戸 種	全部事項証明(戸籍謄本)		附 票	全部			通
			(現・改・除)	一部 必要な方の氏名()			通
除 種	個人事項証明(戸籍抄本)		附票の写しに追加を希望する事項	本籍・筆頭者氏名 住民票コード 在外選挙人登録地 (登録がある方のみ)			□ 必要 □ 必要 □ 必要
	必要な方の氏名()						
改製 原戸籍	全部事項証明(戸籍謄本)		受理証明書(年 月 日 提出 届)	通			通
	個人事項証明(戸籍抄本)		届出記載事項証明書(届)	通			
必要な方の氏名()		身分証明書 必要な方の氏名()	通				
謄本		一部事項証明書 必要な方の氏名() 必要な項目()	通				
抄本 必要な方の氏名()		その他の証明書()	通				

受 付	作 成	確 認

本人確認欄
免許証・パスポート・住基カード・番号カード・在留カード・特永証 保険証・学生証・社員証・その他()

戸・住・印・住表・転・課・納・仮No.・外・諸

請求に当たっての注意事項

1. 請求の理由の記載について

(1) 権利の行使・義務の履行のために請求する場合

権利・義務の発生原因、内容とその権利行使または義務履行のために戸籍の記載事項の確認を必要とする理由を詳細に記載してください。

(2) 国または地方公共団体の機関に提出する場合

戸籍謄本等を提出する国または地方公共団体名を記載してください。

また、その機関へ提出を必要とする理由も記載してください。

(3) その他の理由で請求する場合

戸籍の記載事項の利用目的、方法とその利用を必要とする理由を記載してください。

2. 資料の提供について

請求書に記載された内容から請求の理由が明らかでない場合には、資料の提供を求めることがあります。

3. 戸籍個人事項証明について

戸籍に記載されている方全員ではなく、一部の方についてのみ証明が必要な場合には、その方の個人事項証明をご利用ください。

4. 戸籍一部事項証明について

戸籍に記載されている事項のうち、一部の事項について証明することで足りる場合には、戸籍一部事項証明をご利用ください。

5. 戸籍附票について

令和4年1月11日より、本籍地・筆頭者氏名および在外選挙人登録地の記載は、原則省略されることとなりました。記載が必要な方は、□にしをつけてください。

6. 在外選挙人について

海外に住んでいる人が、外国にいながら国政選挙に投票できる制度を「在外選挙制度」といい、日本国籍を持つ18歳以上の有権者で、在外選挙人名簿に登録され、在外選挙人証を持っている人を「在外選挙人」といいます。

7. 本人確認資料について

窓口に来た方について、ご本人であることを確認できる書類の提示が必要です。

8. 権限確認書類について

窓口にきた方が、請求者の代理人または使者である場合には、代理権限または使者の権限を証明する書類が必要です。

9. 罰則

偽りその他不正な手段により、戸籍証明書等の交付を受けた者は、刑罰（30万円以下の罰金）が科されます。

※ 平成19年10月20日に戸籍事務が電算化されました。それ以前に除籍されている方の名及び身分事項は現在の戸籍には記載されません。除籍者の記載が必要な場合は、改製原戸籍をご請求ください。

※ ご不明な点があれば、窓口でおたずねください。